

内の親族を有する依頼会員とする。

(相互援助活動の申込み及び調整)

第12条 依頼会員は、援助を受けようとするときはアドバイザーに対し、援助の依頼の申込みをするものとする。

- 2 アドバイザーは、依頼会員の求める相互援助活動の条件に合う援助会員を紹介する。
- 3 アドバイザーは、前項の規定により相互援助活動の調整を行ったときは、調整内容及びその結果を記録するものとする。
- 4 相互援助活動の実施にあたっては、紹介を受けた援助会員と依頼会員とで、援助の内容等について事前に協議及び確認しなければならない。
- 5 依頼会員は、前項による依頼内容以外の援助を求めてはならない。

(報酬)

第13条 援助を受けた依頼会員は、相互援助活動に対する報酬を相互援助活動終了後、速やかに援助会員に現金で支払わなければならない。

- 2 報酬の基本金額は、別表1によるものとする。
- 3 報酬の基礎となる時間については、援助会員が相互援助活動を開始した時から、依頼会員若しくは依頼会員が指定する人へ子どもを引き渡した時までの時間とする。ただし、子どもを引き渡した後、援助会員の帰宅に要する時間が30分を超えるときは、0.5時間にあたる報酬の金額を加算する。
- 4 計算した時間が、1時間未満の時は1時間とし、1時間を超え1時間未満に端数がある時で、その端数が30分以下の時は0.5時間とし、30分を超えるときは1時間とする。
- 5 0.5時間にあたる報酬の金額は、別表1に定める額の2分の1の金額とする。
- 6 宿泊活動については、午前0時から午前7時を1泊とする。
- 7 同一の援助会員による相互援助活動の対象が兄弟姉妹等の複数の子ども又は複数の子どもを有する依頼会員の場合は、2人目からは、別表1に定める額の2分の1の金額とする。
- 8 援助を受けた依頼会員は、援助会員が相互援助活動にともなって立て替えた実費を負担しなければならない。

(キャンセル料) 案①

第14条 依頼会員は、援助の申し込み後、その申し込みをキャンセルする場合、原則、キャンセルした開始予定時間から1時間活動した報酬に相当する金額をキャンセル料として、援助会員に支払わなければならない。但し、活動日までに援助会員とキャンセルの合意形成されたときはこの規程は適用されない。

- 2 予定していた相互援助活動を依頼会員が無断で取り消した場合は、相互援助活動の予定をしていたすべての時間活動した報酬に相当する金額をキャンセル料として、援助会員に支払わなければならない。

(保険加入及び対応)

第15条 相互援助活動に起因する事故による損害は当該事故に係る当事者間において解決しなければならない。

- 2 会員はファミリー・サポート・センター補償保険(以下「補償保険」という。)に一括して加入し、前項の損害の補償については補償保険の補償の範囲内とする。
- 3 補償保険料はセンターが全額を負担する。

(補則)

第16条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この会則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年4月16日)

この会則は、平成15年4月16日から施行する。

附 則(平成17年4月1日)

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日)

この会則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、すでに会員となっているものについては、次に更新するまでの間、施行時点での会員期限を適用することとする。別記様式第3号及び第4号についても同様とする。

附 則(平成21年4月1日)

この会則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日)

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月1日)

この会則は、平成24年9月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日)

この会則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年10月1日)

この会則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則(令和3年10月1日)

この会則は、令和3年10月1日から施行する。

- (2) 援助会員が宇治市外に転出したとき。
  - (3) 依頼会員が第7条第3項の要件を満たさなくなったとき。
  - (4) センターの発行する会員証が失効したとき。
- 2 センターは、次の一に該当したときは、会員の資格を喪失させることができる。

- (1) 会員としてふさわしくない行為があったとき。
  - (2) 会員が次条に定める義務に違反したとき。
- 3 会員は、その資格を喪失したときは、直ちに会員証を返還しなければならない。
- (会員の義務)

第10条 会員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 相互援助活動を通じて知り得た他の会員又はその家族の秘密を他に漏らさないこと。会員の資格を喪失した後も、同様とする。
- (2) 相互援助活動を通じて物品の販売若しくは斡旋又は宗教活動等を行わないこと。
- (3) 入会申込書の記載事項に変更があった場合は、速やかにセンターに届け出ること。

2 相互援助活動を実施する援助会員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 相互援助活動中の子どもの安全確保に努めること。
- (2) 相互援助活動中の子どもに異常を認めるときは、その依頼会員に連絡するとともに、状況に応じた適切な処置を取ること。
- (3) 相互援助活動中は常に会員証を携帯し、依頼会員その他関係者から請求があったときは、これを提示すること。
- (4) 相互援助活動を実施したときは、相互援助活動報告書（別記第6号様式）を作成し、依頼会員の確認を受けること。
- (5) 相互援助活動報告書は活動月の翌月5日までにアドバイザーに提出すること。

3 依頼会員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用が不確定な予約及びこれによる予約の解除は慎むこと。
- (2) 援助会員に次条に規定する相互援助活動以外の活動を要求しないこと。
- (3) 事前に協議及び確認した事項に変更が必要な場合は、速やかに援助会員及びセンターに連絡すること。
- (4) 相互援助活動終了後に報酬及び実費を援助会員に支払うこと。

- (5) 相互援助活動に必要な物品等は、原則として依頼会員が準備すること。
  - (6) 相互援助活動終了後は、相互援助活動報告書を確認し、氏名を自署すること。
- (相互援助活動の内容及び対象)

第11条 相互援助活動は、1時間を単位とし、次の活動を行う。ただし、午前0時を超える活動は宿泊活動とし、午前0時から午前7時までの間を1泊とする。

- (1) 保育所・幼稚園等の保育施設（以下「保育施設」という。）の保育開始時まで子どもを預かること。
  - (2) 保育施設の保育終了後、子どもを預かること。
  - (3) 保育施設までの送迎を行うこと。
  - (4) 学童保育終了後、子どもを預かること。
  - (5) 学校の放課後、子どもを預かること。
  - (6) 児童が軽度の病気の場合等、事情により、子どもを預かること。
  - (7) 1歳に達するまでの子どもの保護者である会員を支援すること。
  - (8) 産前2箇月以内の会員又は産前二箇月以内の親族を有する会員を支援すること。
  - (9) その他会員の仕事と子育て等の両立のために必要な援助
- 2 前項の相互援助活動を行う場所は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 前項第7号及び第8号を除く相互援助活動は、原則として援助会員の家庭において行うものとする。ただし、援助会員と依頼会員との間で合意がある場合は、依頼会員の家庭等において行うことができる。
- (2) 前項第7号及び第8号の相互援助活動は、依頼会員の家庭等において行うものとする。

3 同時に複数の依頼会員に対し相互援助活動を行ってはならない。ただし、会員同士の同意が得られた場合はこの限りではない。

4 相互援助活動の対象は、次の各号に掲げる者とする。ただし援助会員が対象となる子どもの身体の状況等により相互援助活動が困難と判断したときは、相互援助活動の対象から除くことができる。

- (1) 第1項第7号を除き、宿泊を伴わない相互援助活動は、依頼会員が登録した生後2箇月から小学校6年生までの子どもとする。
- (2) 宿泊を伴う相互援助活動は、依頼会員が登録した2歳から小学校6年生までの子どもとする。
- (3) 第1項第7号の相互援助活動は、登録した1歳に達するまでの子どもを有する依頼会員とする。
- (4) 第1項第8号の相互援助活動は、産前2箇月以内の依頼会員又は産前2箇月以

# 宇治市ファミリー・サポート・センター 会 則

(名称)

第1条 本会は、宇治市ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）という。

(事務所)

第2条 センターは、事務所を宇治市宇治里尻5-9（JR宇治駅前市民交流プラザ・ゆめりあうじ3階）に置く。

(センターの目的)

第3条 センターは、地域において子育て等の援助を行いたい人と子育て等の援助を受けたい人を会員として組織化し、子育て等に関する援助活動を行うことにより、仕事と子育て等を両立し、安心して子育て等ができるような環境づくりに資するとともに、子どもの福祉向上を図ることを目的とする。

(センターの組織)

第4条 センターは次に掲げる人により組織する。

- (1) 代表者
- (2) アドバイザー
- (3) 会員

(センターの業務)

第5条 センターは次の業務を行う。

- (1) 会員の募集、登録に関する業務
- (2) 会員相互の子育て等に関する援助活動（以下「相互援助活動」という。）の調整に関する業務
- (3) 相互援助活動の研修及び指導に関する業務
- (4) 会員間の交流に関する業務
- (5) 関係機関との連絡調整に関する業務

◆ 12 ◆

- (6) 広報に関する業務
- (7) その他センターが必要と認める業務  
(アドバイザー)

第6条 センターの円滑な運営を図るため、センターにアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、次の業務を行う。

- (1) センター事業の内容の周知及び啓発
- (2) 会員の募集及び登録
- (3) 会員の総括
- (4) 会員の相互援助活動の調整
- (5) 会員間のトラブルへの助言
- (6) 会員に対する講習会及び交流会の実施
- (7) センターの経理事務等の業務運営
- (8) その他センターの運営に必要な業務  
(会員資格)

第7条 会員は、センターの目的及び相互援助活動の意義を理解し、センターに登録承認された人とする。

2 援助会員は宇治市に居住し、センターが実施する講習を修了した子育て等の援助を行うことを希望する人とする。

3 依頼会員は宇治市に居住又は勤務し、次の一に該当する人とする。

- (1) 産前2箇月以内の人又は産前2箇月以内の親族を有する人及び1歳に達するまでの子どもを有する人で、子育て等の援助を受けることを希望する人とする。
- (2) 生後2箇月から小学校6年生までの子どもを有する人で、子育ての援助を受けることを希望する人とする。

4 援助会員と依頼会員は相互に兼ねることができる。

(入会及び会員証)

第8条 センターの会員になろうとする人は、所定の申込書（別記第1号又は第2号様式）をセンターに提出し、承認を受けなくてはならない。

2 センターは、会員に対して会員証（別記第3号又は第4号様式）を発行する。

3 会員証の有効期限は発行日から4年後の年度末とし、これを更新することができる。ただし、依頼会員に係る会員証の有効期限は定めない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、次の一に該当したときは、会員の資格を喪失する。

- (1) 所定の退会届（別記第5号様式）により、センターに退会の申し出をしたとき。

◆ 13 ◆

## 補償保険制度について

相互援助活動中の事故などに備えるために、会員になると自動的に「会員傷害保険」「賠償責任保険」「児童傷害保険」の3つの保険に加入することになります。(保険掛金はセンターが負担することとなり、会員の負担はありません)



### 1. 会員傷害保険

援助会員が、ファミリー・サポート・センターの斡旋による保育サービスの提供中や、保育サービスを提供するために自宅と保育を受ける子ども宅や、保育施設等の往復途上(自宅との通常の経路)において傷害を被った時に補償するものです。

事 由	補償額	備 考
死亡	500万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により 500万~20万円	事故日より180日以内の 後遺障害発生
入院(1日)	3,000円	事故日より180日以内を限度
手術	3,000円×所定倍率	事故日より180日以内に 手術を受けたとき
通院(1日)	2,000円	事故日より180日以内で 90日分を限度

### 2. 賠償責任保険

援助会員が、保育サービス提供中、監督ミスや提供した飲食物等が原因で第三者の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に負担する賠償金を補償するものです。

事由	補償額(限度額)
対人・対物賠償 (1事故につき)	2億円
初期対応費用	1,000万円
見舞金・見舞品	10万円
現金盗難	10万円
訴訟対応費用	1,000万円

### 3. 児童傷害保険

依頼会員の子どもが、保育サービスを受けている間に傷害を被った場合、保育サービスの提供者の過失の有無にかかわらず補償するものです。

事 由	補償額	備 考
死亡	300万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により 300万~12万円	事故日より180日以内の 後遺障害発生
入院(1日)	3,000円	事故日より180日以内を限度
手術	3,000円×所定倍率	事故日より180日以内に 手術を受けたとき
通院(1日)	2,000円	事故日より180日以内で 90日分を限度

## チェックリスト

### 援助を開始する前に

〔援助会員・依頼会員共通〕

- 援助の日時・内容等の確認は済んでいますか？
- 交通費・食事・ミルク・お菓子などの有無、金額等の確認は済んでいますか？

〔援助会員〕

- 家に子どもを迎え入れる環境づくりはできていますか？  
(安全チェック、家族の理解)
- 受け入れる子どもの年齢による配慮、特徴、アレルギーの有無、好きなものなどは把握していますか？(おもちゃの用意)
- 送迎の場合、保育施設等の場所の確認はしてありますか？  
持って帰るもの等は把握していますか？
- 援助活動報告書は必要事項を記入し、終了後に報酬等の精算ができるようにしてありますか？



◆ 8 ◆



〔依頼会員〕

- 必要な持ち物(ミルク、哺乳瓶、オムツ、着替え、タオル、おもちゃや絵本など)はそろっていますか？
  - 送迎の場合、保育施設等への連絡は済んでいますか？  
持って帰るもの、記入しなければいけないこと等を伝えてありますか？
  - 報酬や実費などの用意はできていますか？  
(金額を計算して、おつりのないよう準備しておきましょう)
  - 子どもの体調はいつもと変わりありませんか？  
心配な場合は援助会員に事前に伝えましょう。
- ※センターでは、援助活動用にチャイルドシートやジュニアシート、ベビーカーの貸出も行っています。

◆ 9 ◆

## 報酬の基準

### 1. 報酬の基準

利用区分	報酬
月曜日から金曜日の 午前7時～午後8時	子ども1人につき 1時間あたり700円
その他の時間及び土曜日・ 日曜日・祝日・12月29日 から1月3日まで	子ども1人につき 1時間あたり800円
午前0時までに 援助活動を開始した場合の 午前0時～午前7時	子ども1人につき 1泊あたり2,800円

- 最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなします。
- 1時間を超えた場合は、30分以下は上記の半額とし、30分を超えて1時間までは1時間とみなします。
- 同一の援助会員にきょうだい・しまいを預ける場合は、2人目からは上記の金額の半額とします。
- 援助活動を取り消した場合は次の通り「依頼会員」が支払います。
  - 活動日までの取り消し：無料
  - それ以降の取り消し：1時間分の報酬額
  - 無断取り消し：依頼した時間の全額

※取り消しの場合は、相手の会員とセンターに速やかに連絡し、了承を得てください。

◆6◆

## 会員の心得

- ①本会の活動の趣旨と決まりを守りましょう。
- ②お互いのプライバシーを守りましょう。
- ③センターへの連絡なしに会員同士で交渉を行わないでください。
- ④約束した時間は必ず守りましょう。
- ⑤活動中に事故が発生した場合は、速やかにセンターに連絡してください。
- ⑥安全チェックリストにより、常に子どもの安全を確認してください。
- ⑦依頼した援助内容以外の援助は要求しないでください。会員同士の助け合いですから、過度の期待、過度の負担を求めることはやめましょう。
- ⑧活動中は必ず会員証を携帯し、身分証明を求められた場合は提示してください。
- ⑨おやつ、食事、オムツ等は原則として依頼会員が用意してください。
- ⑩援助活動終了後は必ず援助活動報告書を作成してください。センターへの活動依頼および援助活動報告書の提出のない援助活動については、補償保険は適用されません。
- ⑪個人情報の取扱いには十分気をつけてください。
- ⑫援助会員は、確実に活動可能な日に依頼を受けてください。



◆7◆

## 援助活動の流れ

### 援助が必要になったら…

#### ①援助の依頼申し込み 依頼会員

- ・援助を依頼したい日、時間が決まったら、センターに連絡します。
- ・センターは、速やかに援助会員の中から依頼内容に合った方に連絡します。

#### ②援助活動の依頼 センター

- ・センターは援助会員に対し曜日・時間帯等をお知らせします。依頼内容と条件に合ったら援助会員は援助活動を行うこととなります。ただし、援助依頼は強制ではありません。都合が悪い場合は、遠慮なくお知らせください。

#### ③援助会員の決定、依頼会員への紹介 センター

#### ④援助活動の事前打ち合わせ 依頼会員 援助会員 センター

- ・援助会員と依頼会員は、援助活動の日時・場所・内容・緊急時の連絡方法等について十分打ち合わせてください。
- ・事前打ち合わせは事務的な打ち合わせだけでなく、お互いを理解しあい、預ける子どもと援助会員が親しくなってもらうことも目的としています。
- ・事前打ち合わせ終了後、依頼会員はセンターに結果を連絡してください。

※可能な限り、アドバイザーも事前打ち合わせに同席します。

◆ 4 ◆

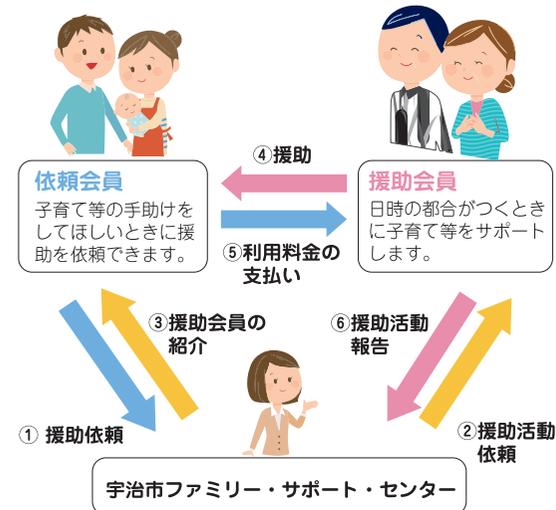
#### ⑤援助活動・報酬の受け渡し 依頼会員 援助会員

- ・援助が終了したら、援助会員は活動記録報告書を記入し、依頼会員は内容を確認し、署名します。
- ・依頼会員は、報酬金額を援助会員に直接支払います。

#### ⑥援助活動報告書の提出 援助会員

- ・援助会員は、援助活動報告書を翌月5日までにセンターに提出してください。

### ●相互援助活動の流れ●



◆ 5 ◆

## 援助の内容

ファミリー・サポート・センターで行う援助は、あくまでも子どもへの急な対応、手不足を補うための援助ですので、軽易でかつ短期的・補助的なものに限ります。

### こんな援助を行います

1. 保育所や幼稚園などの開始時間まで、または終了後に子どもを預かること
2. 保育所や幼稚園まで子どもの送迎を行うこと
3. 学童保育終了後、子どもを預かること
4. 学校の放課後、子どもを預かること
5. 産前2か月から子どもが1歳に達するまでの会員を支援すること
6. その他会員の育児にセンターが必要と認める援助

※宿泊を伴う援助もできます。ただし、2歳以上の子どもで1泊に限ります。



◆2◆

### たとえば…

映画やコンサートに行きたいけれど、子ども連れでは難しい。

たまには自分の時間を持ってリラックスしたい。

病院に行く間、子どもの面倒を見てほしい。



このような援助をご希望の方も、お気軽にセンターにご相談ください。

※子どもを預かる援助活動は、原則として援助会員の家庭で行います。



◆3◆



## も く じ

相互援助について .....	1
援助の内容 .....	2
援助活動の流れ .....	4
報酬の基準 .....	6
会員の心得 .....	7
チェックリスト .....	8
補償保険制度について .....	10
宇治市ファミリー・サポート・センター会則 .....	12

## 相互援助について

宇治市ファミリー・サポート・センターは、「子育て等の手助けをしてほしい」「子育て等のお手伝いをしたい」と思っている方が会員となり、お互いに助け合いながら子育ての相互援助を行う組織です。子育て環境を整え、地域社会全体で支援していくことで、安心して子育てができるまちを目指しています。

## 会 員

### 援助会員

- ・宇治市に在住し、子育て等のお手伝いをしたい人。
  - ・心身ともに健康で積極的に活動できる人。
  - ・相互援助活動に関し、理解と熱意を持っている人。
- ※センターの主催する講習会を受講する必要があります。

### 依頼会員

- ・宇治市に在住または在勤し、産前2か月の妊娠期から小学校6年生までの子どもの保護者であり、子育て等の手助けをしてほしい人。

※援助会員と依頼会員の両方を兼ねることができます。  
※相互援助活動は、依頼会員と援助会員の合意で行われるものです。